

仕様書

- 1 件名
宮崎中央郵便局における自動四輪車（軽四）による郵便物等取集の委託
- 2 委託内容
委託内容に係る業務（以下「委託業務」という。）は、委託対象物の取集業務とし、具体的な内容は、別紙のとおりとする。
- 3 契約期間
2024年7月1日から2025年3月31日までとする。
- 4 事業所等の届出
受託者は、次に掲げる事項を、次の様式により業務開始日までに日本郵便株式会社九州支社及び新福岡郵便局（以下「取集受持局」という。）に届け出ること。これらの事項に変更が生じる場合は、その前日までに届け出ること。
 - (1) 委託業務に使用する事業所（以下「事業所」という。）及び車庫の現況
別表1のとおり
 - (2) 従事員の現況
別表2のとおり
 - (3) 委託業務に使用する車両（以下「車両」という。）の現況
別表3のとおり
- 5 車両の基準等
 - (1) 車両の基準
 - ア 受託者又は従事員（以下「受託者等」という。）は、委託業務従事中は、別表3により届け出た車両を使用すること。
 - イ 受託者等は、事故その他やむを得ない事由によりアの車両が使用できなくなった場合は、取集受持局の承認を得て、臨時に代用車を使用することができる。
 - (2) 車両を使用する場合の遵守事項
 - ア 受託者等は、委託業務従事中は、取集受持局が貸与したステッカー等の車両であることを示す物品（以下「車両認識物品」という。）を取集受持局の指示するところにより車両にはり付け、又は掲げること。また、車両認識物品は、委託業務従事中以外には使用してはならない。
 - イ 受託者は、自動車損害賠償保障法等に基づく責任保険又は責任共済に加入するほか、交通事故により第三者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる一般自動車損害保険（任意保険）にも加入し、十分な損害賠償能力を保持すること。
 - ウ 受託者は、従事員を使用する場合には、委託業務に起因して災害を被る場合に備え、受託者の負担において法令による労働者災害補償保険のほか、労働災害総合保険を付保しなければならない。

エ 受託者は、再委託先が従事員を使用する場合には、その従事員に対しウと同様の措置を講じさせなければならない。

6 受託者等の服装等

- (1) 受託者等は、委託業務従事中は、受託者自らが準備した胸章（従事員の氏名及び所属会社等の名称が明示され、かつ、従事員の顔写真が付いたもの）及びユニフォーム（以下「胸章等」という。）を必ず着用等しなければならない。
- (2) 受託者等は、常に身だしなみ、態度、言葉遣いに注意しなければならない。
- (3) 受託者等は、喫煙・タバコ臭に関する苦情を防止するために必要な措置を講じなければならない。

7 委託業務に使用する物品

- (1) 取集受持局は、委託業務に必要があると認めるときは、委託対象物の引受け等に使用する携帯端末機その他委託業務に必要な物品又はつり銭（以下「業務用物品」という。）を受託者等に貸与し、及び使用させることができる。
- (2) 受託者等は、上記(1)により取集受持局から業務用物品を貸与されているときは、これを取集受持局の指示に従って委託業務において必ず使用しなければならない。かつ、これを委託業務以外には使用してはならない。
- (3) 受託者は、委託業務に使用する物品（業務用物品を除く。）を自ら用意しなければならない。

8 車両認識物品等の返還

受託者は、契約を解除され、又は契約期間が満了したときは、取集受持局から貸与された車両認識物品及び業務用物品を直ちに返還すること。委託業務に必要ななくなったときも同様とする。

9 委託業務の調査

- (1) 日本郵便株式会社（以下「当社」という。）は、受託者に対し、委託業務に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当社の指定する者に別添付録1「業務調査証票」を携行させ、当該者により委託業務の状況若しくは業務に関する設備、帳簿その他の事項を調査することができる。
- (2) 受託者は、上記(1)に規定する報告若しくは資料の提出又は調査を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

10 委託対象物等の保護

受託者等は、委託業務従事中に委託対象物等から離れる場合は、車両（上記5(1)イの代用車を含む。以下同じ。）を施錠する等して委託対象物等の保護に努めなければならない。

11 積載の制限

受託者は、委託業務従事中の車両には、委託対象物及び委託業務に必要な物以外の物並びに当社が発行する別添付録2「郵便車船室乗車船の証」を所持する者及び上記9(1)の当社の指定する者以外の者を乗せないこと。ただし、委託業務を行う受託者の従事員は、この限りでない。

12 注意事項

- (1) 突発的又は年末繁忙期等の取扱量の増加時において、臨時便等の要請がある場合は速やかにこれに対応すること。
- (2) 委託業務の終了後、郵便局に車両を駐車しないこと。
- (3) 委託業務従事中における駐車許可を要する場合は、受託者において申請すること。
- (4) 委託業務従事中における交通費（都道府県警が定める重点路線及び重点地域における駐車場料金を含む。以下同じ。）は収集受持局及び支社において領収書を審査の上、委託業務に係る交通費等として適正と認めたもののみを支払う。

13 当社は、公益通報者保護法に係る公益通報窓口について周知用の文書を受託者に渡すものとし、受託者は、従事員（受託者の再委託先に属する者を除く。）に対し、当該文書の内容の周知に努めるものとする。

14 その他

(1) 契約期間

本契約は、契約期間満了の1か月前までに支社又は受託者から解約の通知をしないときは、満期の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとする。以後における満期のときも2028年3月31日を限度としてまた同様とする。

(2) その他

詳細は、当社の支社又は収集受持局の指示によること。

委託業務の内容

(1) 概要

取集受持局の指示に従い、郵便局、郵便差出箱その他の施設（(2)において「対象施設」という。）において、取集予定時刻に委託対象物を取集し、授受場所に運送して当社に引き渡す業務（当該業務に付帯する作業及び郵便局への委託対象物の交付作業を含む。）。

(2) 対象施設及び取集予定時刻

別に定める。

なお、対象施設は、簡易郵便局を含む。

(3) 委託対象物

当社が運送を受託した郵便物又は荷物（以下「郵便物等」という。）

(4) 取集受持局

宮崎中央郵便局

(5) 実施区域

宮崎市

(6) 使用する車両

別記1「自動車車体規格基準」に適合するものとする。

(7) 授受場所

宮崎中央郵便局

(8) 業務方法等

別記2「郵便物等取扱手続」による。

自動車車体規格基準

1 荷台構造

荷台は、施錠機能を備えた箱型とすること。

2 最大積載量及び荷台容積（内積）

次の基準に準拠した車両とし、事前に取り集受持局の承認を得ること。

車種		軽四
最大積載量（単位：トン）		0.35
荷室 内寸	全長（単位：mm）	1,500
	全幅（単位：mm）	1,100
	全高（単位：mm）	1,100

3 標識の表示

車両には、荷室の三面（側面、後面）及びに車両の前面に「郵便」の文字又は「〒」のき章を外見上容易に識別できるよう表示すること。

なお、き章の縦横の長さは縦7に対し横10の割合とし、線の太さは縦の5分の1、横2線の間隔は縦の10分の1、縦線の長さは縦の2分の1とし、横線下方の中央より下方に引くこと。

4 塗色

支社に事前に承認を得ていること。

（郵便物等を取り集する車両として一般常識的な塗色であること）

5 事業者の名称等の表示

道路運送法第95条の規定により、車両の外側の見やすい位置に事業者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を表示していること。

6 その他

委託業務に使用する車両については、委託対象物を汚損・毀損等させないように、整備・清掃に十分留意すること。

郵便物等取扱手続

（総則）

第1条 受託者は、この手続の定めるところにより郵便物等を取り扱わなければならない。

2 この手続に定めのない事項については、取集受持局の指示するところによらなければならない。

（業務用物品の授受）

第2条 受託者は、取集受持局の従業者（以下「郵便局社員」という。）から業務用物品を受け取る時は、数量その他別に定める事項を確認するとともに、郵便局社員との間で所定の帳票により授受の記録をしなければならない。業務用物品を郵便局社員に返付するときも、同様とする。

（郵便局に交付すべき郵便物等の授受）

第3条 受託者は、郵便局社員から郵便局（簡易郵便局を含む。以下同じ。）に交付すべき郵便物等の引渡しを受けたときは、所定の書類が添付されていることその他別に定める事項を確認するとともに、郵便局社員との間で所定の帳票により授受の記録をしなければならない。

（取集方法）

第4条 受託者は、次の各号により郵便物等を取集しなければならない。

- (1) 取扱所（当社が荷物の引受けを委託した者の店舗等をいう。以下同じ。）（コンビニエンスストアに限る。）において取集する場合には、決済伝票と荷物の個数との符合その他別に定める事項を確認しなければならない。
- (2) 取扱所（前号に規定するものを除く。）において取集する場合には、手数料計算書と荷物の個数及び現金（荷物の運賃又は料金として収納した現金があるときに限る。）との符合その他別に定める事項を確認しなければならない。
- (3) 郵便局において取集する場合には、所定の帳票の記録と郵便物等の個数との符合その他別に定める事項を確認しなければならない。
- (4) 郵便差出箱において取集する場合には、郵便差出箱内に郵便物等の残留がないこと及び取集後の郵便差出箱が完全に施錠されたことその他別に定める事項を確認しなければならない。
- (5) 郵便局が郵便差出箱に差し入れた郵便物等を取集する場合には、所定の帳票が添付されていることその他別に定める事項を確認しなければならない。

(郵便局への郵便物等の交付)

第5条 受託者は、郵便局へ郵便物等を交付する場合には、所定の帳票の記録と郵便物等の個数との符合その他別に定める事項を確認しなければならない。

(郵便物等に関する情報の入力等)

第6条 受託者は、次の各号により郵便物等に関する情報の入力等を行わなければならない。

- (1) 取扱所及び簡易郵便局において郵便物等（追跡情報の入力を要するものに限る。）を取集した場合には、その都度、別に定めるところにより、所定の機器類に郵便物等の取扱いに関する情報を入力しなければならない。
- (2) 郵便差出箱において郵便物等を取集した場合には、別に定めるところにより、所定の機器類に郵便物等の取集に関する情報を入力しなければならない。

(取集した郵便物等の授受)

第7条 受託者は、取集した郵便物等を郵便局社員に引き渡すときは、郵便物等の態様その他別に定める事項を確認するとともに、郵便局社員との間で所定の帳票により授受の記録をしなければならない。

- 2 受託者は、取集の際収納した現金に過不足がある場合は、郵便局社員に連絡し、その指示に従わなければならない。

(車両の点検)

第8条 受託者は、前条第1項の規定による郵便物等の引渡しの前後に、車両を点検し、郵便物等の残留又は使用車両の異状がないことを確認しなければならない。各日の委託業務の履行が完了したときも、同様とする。

(障害発生時等における対応)

第9条 受託者は、交通事故、車両の異状、災害その他の障害の発生により委託業務の履行が遅延し、又は継続困難となった場合には、その状況その他別に定める事項を速やかに郵便局社員に連絡し、その指示に従わなければならない。郵便物等の毀損、滅失若しくは落失その他の郵便物等に関する事故又は郵便物等の取集に係る瑕疵が発生した場合も、同様とする。

- 2 受託者は、前項後段の場合において、毀損した郵便物等があるときは、応急の補修を施すものとする。

(作業日誌の作成)

第10条 受託者は、委託業務の履行状況を記録する帳票（様式適宜。以下「作業日誌」という。）を作成しなければならない。

2 郵便物等の取扱いに関する事故又は前条の障害が発生した場合には、その状況及び処理模様を作業日誌に記録しなければならない。

(帳票の提出)

第 11 条 受託者は、郵便局社員から作業日誌その他の委託業務に関する帳票の提出を求められた場合には、速やかに、その求めに応じなければならない。

(取扱マニュアル等)

第 12 条 この手続において、別に定めることとされている事項その他委託業務に関する詳細については、別途交付する取扱マニュアルその他の書面により定めるところによる。

仕様書（別表1）

〇〇年〇〇月〇〇日

日本郵便株式会社
九州支社長 様

事業所及び車庫の現況届

自動四輪車取集委託契約書附属仕様書4(1)の定めに基づき、以下のとおり届け出ます。

1 事業所

受託者名及び代表者名	
事業所名	
住所又は所在地	〒
電話番号	() -

2 車庫

車両の種類	
車庫の所在地	〒

※ 再委託を受ける者が使用する事業所及び車庫の場合は、「受託者」を「再委託を受ける者」と読み替えて記入する。

仕様書（別表2）

〇〇年〇〇月〇〇日

日本郵便株式会社
九州支社長 様

従事員の現況届

（受託者名及び代表者名）
（住所又は所在地及び連絡先）

自動四輪車取集委託契約書附属仕様書4(2)の定めに基づき、以下のとおり届け出ます。

フリガナ 従事員の氏名

注1 委託業務に従事する全ての従事員の氏名を記入する。

注2 再委託先及びその使用人については、「再」と付記する。

仕様書（別表3）

〇〇年〇〇月〇〇日

日本郵便株式会社
九州支社長 様

車両の現況届

（受託者名及び代表者名）
（住所又は所在地及び連絡先）

自動四輪車取集委託契約書附属仕様書4(3)の定めに基づき、以下のとおり届け出ます。

車種	ナンバープレート	車両の色

注1 車両の色は、事前に支社の承認を得ていること。

注2 委託業務に使用する全ての車両を記入する。

注3 再委託を受ける者が使用する車両については、「再」と付記する。

業務調査証票

この証票を所持する者は、〇〇〇〇〇委託契約書附属仕様書9(1)に定める調査を行う者として当支社が指定した者であることを証する。

有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日から同月〇〇日まで

〇〇年〇〇月〇〇日

日本郵便株式会社
九州支社長 印

第 _____ 号
所 属 _____
区 間 _____

郵便車船室乗車船の証
第 _____ 号

所 属 _____

区 間 _____

日本郵便
会社之印

____年 ____月 ____日発行